

家財に対する補償について

shin.oishi@aegisrm.com 310/793-1309 Ext. 230

レンター保険について考える

アメリカでの生活において借家やアパートに入居する際にレンター保険をお求めになられた方も多いかと思います。所有する家財が火災で燃えてしまった場合や、空き巣に入られて貴重品を盗まれたなど、予期できない経済的な緊急事態に対する備えとして、アメリカでの生活におけるレンター保険は極めて重要な保険です。このレンター保険は何が補償され、補償されないのかは保険証券の内容が全てです。しかし、クレームは多種多様のため保険証券がどのように適応されるのか、複雑でご理解いただくのは難しく、誤って解釈されている方も多いのではないかと思われます。本節ではレンター保険に組み込まれております『Personal Property/家財（動産）』と『Loss of Use / 臨時追加生計費用補償』に焦点を当て考察しています。



知っておくべき注意事項：Personal Property/家財（動産）

ご承知のように『Personal Property』は被保険者の家財を補償する保険です。証券を見ていただくと補償額最高支払い限度額と免責額が明記されています。例えば、火災によって家財が全焼した場合、または空き巣に入られ家財を盗まれた場合は最高支払い限度額までの補償があります。それは、家財が証券に記載された場所にある、つまり家財が所在されるべき住所にあるからです。申告されていない住宅建物に置かれている家財の補償は最高支払い限度額の10%、または\$1,000の何れかの高い金額までしか補償がありません。引越しされた場合、新賃貸契約日から30日以内に保険会社に報告し、保険証券を新住所に変更をしなければなりません。もし、未報告のまま30日以上経過しますと、新居での盗難や火災による家財の損壊は、上記の低い補償額が適応される事にもなり兼ねます。お引越しをされた場合は速やかに弊社でご報告下さい。

下記に列挙する家財（動産）は、「特別二次限度額」と呼ばれる低額の支払い限度額が適用されており、一定の金額までしか補償が適応されません。特に宝石類・時計類・毛皮、金銀製品は、盗難に遭いやすい品目の為、特別第二限度額が設定されています。特別二次限度額は、保険会社の補償プランや、お住まいの州によって異なりますが、下記では一般的な補償額を例としてご説明いたします。

- *現金 \$200 まで
- *宝石類・時計類・毛皮の盗難 \$1500 まで
- *銀製品・金製品・プラチナ製品の盗難 \$1500 まで





ご注意ください点は、この特別第二限度額は一事故の最高支払い限度額であることです。高級腕時計を一度に数点盗まれたとしても、保険会社が支払う金額は総額\$1,500までとなります。貴金属や宝石、美術品、カメラ、ゴルフクラブなどは、1個または1組の価値が高額な場合は、保険会社に申告して別途保険を付保する必要があり、品目によっては英文の鑑定書が必要となります。

一定の貴重品または壊れやすい動産の破損も補償に制限があります。眼鏡、ガラス製品、彫像、大理石、カメラなどは不注意によって損壊した場合は、状況によって補償がないこともあります。その他、ペット（動物）、自動車、自家用機など、動産としてみなされない物は免責事項としてレンター保険の証券に明記されており、これらも補償対象外となります。実際の事例として、破損した配管から流失した水に対しての水道会社からの水道料は、水が動産と認められない為、保険における補償はありませんでした。

レンター保険の証券に明記されている免責事項のその他の例としましては、洪水、流水、下水管や配水管からの逆流した汚水、浮遊物によって生じた動産の損害もあげられます。洪水による被害は別途、洪水保険を購入する必要があります。テキサス州などの洪水多発危険地域にお住まいの方は是非ご検討いただきたい保険です。洪水と言うと川や海の水による被害と思いがちですが、例えば雨でプールの水があふれたことによる被害も洪水とみなされます。プールの近くや、一階にお住まいの方にも洪水保険はお勧めです。洪水保険は申し込みが保険会社で受理されてから30日後に保険が有効となります。

地震による家財の損壊も通常のレンター保険では免責となります。洪水保険と同様に地震保険を別途購入する必要があります。カリフォルニア州ではレンター保険の契約者に対して二年に一度、地震保険のご案内をしています。地震保険のご案内はレンター保険の更新の書類と一緒に同封されておりますので、お気づきになった方も多いのではないのでしょうか。保険会社がオファーする地震保険はお世辞にも補償内容は良いとは言えず、高い免責額の上、家財に対する補償額は低く設定されます。ちなみに、地震が引き金となった火災（二次災害）による家財の損壊は、通常のレンター保険で補償されるようになっております。もし地震保険にご興味をお持ちの方は、まずは、弊社までご相談ください。



知っておくべき注意事項：Loss of Use/臨時追加生計費用

火災等の保険事故のため、当該住宅が住居不能になった場合や、それに起因する修復期間中に別の場所に居住しなければならない場合は、ホテルの宿泊費や外食費などの追加的費用を所定の金額まで支払うのがLoss of Useです。ご注意いただきたいのは、この保険はホテルでの宿泊費用、レストランでの食費の全額補償ではなく、普段の生計費用に対する『増額費用の差額』を、所定の金額まで補償します。

最後に……

保険会社のプランやお住まいの州によって補償内容・補償額は千差万別です。上記でご説明いたしました内容は一般的な補償内容・補償額を例としており、実際にお持ちの補償内容とは異なりますことをご了承下さい。尚、Liability（賠償責任損害）の補償例につきましては、弊社のWEBSITE www.myhoken.us にアクセスいただき、「個人賠償責任のリスクと保険」の記事をご高覧下さい。

注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般にご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL myhoken@aegisrm.com

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928